

2023年7月25日(No. 512)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・対外関係法
- ・関連条件に合致する自由貿易試験区及び自由貿易港における国際的高標準への適合と制度面の開放の促進に関する若干の試験的措置についての通達
- ・知的財産権の濫用による競争の排除、制限の行為の禁止に関する規定
- ・ブラインドボックス取扱行為規範ガイドライン(試行)
- ・人的資源サービス機構管理規定
- ・港灣法(改正意見募集稿)
- ・事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 22 回(中国メインランド)

日時:2023 年 5 月 18 日(木)

「中国からの個人情報の越境移転～標準契約方式の解説～」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

第 23 回(中国メインランド)

日時:2023 年 6 月 15 日(木)

「中国ハイブリッド法務 ～中国の政治経済と法律の密接な関係～」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第 24 回(中国メインランド)

日時:2023 年 7 月 20 日(木)

「中国広告法の概要～ネット広告におけるステマ規制の本格化も踏まえて～」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

上海オフィス顧問 繆 媛媛

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国ハイブリッド法務～政治・経済・文化と法律の関係～」](#)

7 月 5 日配信

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

[「中国法の極意」](#)

6月28日配信

講師：パートナー弁護士 射手矢 好雄

[「中国の標準契約締結による個人情報の越境移転」](#)

6月15日配信

講師：スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関麻帆

[「中国の個人情報保護と越境移転」](#)

5月31日配信

講師：パートナー弁護士 中川裕茂

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今月の注目法令は、対外関係法である。中国における外交政策の一般的な原則を定めた法律であり、2022年12月30日に草案(意見募集稿)が公布されていたが、本年7月1日より施行されている。本法は、具体的な処罰根拠法令というよりは、一般的な姿勢を示すもののようなものであるが、いかなる組織及び個人も本法及び関連する法律に違反し、対外交流において国家の利益を損なう活動を行った場合、法に基づき責任を追及する旨の定めや、国際法及び国際関係の基本原則に違反し、中国の主権、安全、利益を發展させる行為に危害を加えた場合には、中国には相応の対抗措置及び制限措置を講じる権利があることが明記されるなど、興味深い定めも多く、本法の今後の運用に注視が必要である。

その他の注目法令としては、独占禁止法の関連規定として、一つの成立法令が公布、一つの意見募集稿が発表されている。公布された「知的財産権の濫用による競争の排除、制限の行為の禁止に関する規定」は、知的財産権の行使により、独占禁止法で禁止されている独占的協定、市場支配的地位の濫用を規制するために、2015年に公布された規定の改正法令であるが、規制されるべき行為が新しく追加されている。公表された意見募集稿である「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン(意見募集稿)」は、成立すれば、中国の事業者結合規制に関する、事業者側の立場からのコンプライアンスの指針を示した初のガイドラインとなる。本意見募集稿では、実務上判断に迷うことの多い、「支配権」の取得の有無に関して、具体的な事例を挙げている他、中国国内売上が4億元を超える事業者等、事業者結合届出の売上基準を満たす事業者に対して、当該企業(又は当該企業グループ)の内部で「事業者集中独占禁止コンプライアンス制度」を構築することが推奨されている点も興味深い。独禁法関連規定は本年4月にも4本公布されており、引き続き独禁法関連の法令動向には注意が必要である。

執筆担当: 日本弁護士 尾関 麻帆

公布済み法令

<憲法・行政法>

対外関係法

[ポイント] 本法は、中国における外交政策の一般的な原則を定めた法律であり、また中国の法令としてその内容も特徴的と思われる。2022年12月30日に草案(意見募集稿)が公布されており、その後2023年6月28日に法律が制定され、同年7月1日に施行された。本法の草案作成段階においては、対外関係法制定の必要性及び重要な意義について、以下のとおり説明されている(2022年10月27日公布「中華人民共和国対外関係法(草案)」に関する説明)。

1. 対外関係法の制定は習近平の外交思想を徹底的に実行するものであり、党の対外業務に対する業務を指導者に集中統一させることを強める重大な措置であること
2. 対外関係法を制定することは外国との交流を強めるものであり、対外開放の客観的な要求を深化させるものであること
3. 対外関係法を制定することには国家の主権、安全、利益の發展を保護するための切迫した必要性があること

4. 対外関係法の制定は憲法の施行を強化するものであり、渉外業務の法治化の水準を高め、渉外法治体系を十全なものにする重要な措置であること

本法は中国と各国の外交関係及び経済、文化等の各領域における交流と協力の発展、国連等の国際組織との関係の発展について適用されるとされており(2条)、また、中国は独立自主の平和外交政策を堅持し、相互の主権尊重及び①領土の完備、②相互不侵犯、③相互内政不干渉、④平等相互利益、⑤平和共存の五原則を堅持することが明記されている(4条1項)。さらに、国家機関及び武装勢力、各政党及び各人民の団体、企業組織及びその他の社会組織並びに公民は対外交協力において国家の主権、安全、尊厳、名誉、利益等を守る責任と義務があることが明記されている(6条)。さらに、いかなる組織及び個人も本法及び関連する法律に違反し、対外交協力において国家の利益を損なう活動を行った場合、法に基づき責任を追及するものとされている(8条)。

その他、国際法及び国際関係の基本原則に違反し、中国の主権、安全、利益を発展させる行為に危害を加えた場合には、中国には相応の対抗措置及び制限措置を講じる権利があり、國務院及びその部門は必要な行政法規、部門規章を制定して関連する対抗措置及び制限措置を確定し、実施することが定められている(33条)。同条の主語は明記されていないものの、外国による中国に対する輸出入規制等を含めた規制措置に対する対抗措置、制限措置が想定されているものと考えられる。

[原文] 対外関係法(中华人民共和国主席令第7号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常務委員会)

2023年6月28日公布、2023年7月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

<貿易・税関>

関連条件に合致する自由貿易試験区及び自由貿易港における国際的高標準への適合と制度面の開放の促進に関する若干の試験的措置についての通達

[ポイント] 中国は2013年9月29日に上海自由貿易試験区を開設したのをはじめとして、現在までに合計21の自由貿易試験区と海南自由貿易港を設立した。自由貿易試験区は中国の対外開放政策の最先端の役割を担っていることから、税関、行政手続き、その他法律適用等特別に調整された区画であり、「中国自由貿易試験区発展報告(2022)」によれば、2021年において自由貿易試験区の占める外資投資額と貿易額はそれぞれ全国の18.5%と17.3%である。

國務院による本通知は自由貿易試験区の更なる開放、発展と国際化のために公表され、33の措置が6方面に分類されており、主に以下の内容が注目される。

1. 貨物貿易創新発展の推進

特定状況下において保証や担保を条件とした輸入許可など、税関手続きの合理化;原則として、税関の輸入手続き期間は空輸急送貨物は到着後6時間内、他の貨物は48時間内とされる(これにより自由貿易試験区の空輸急送貨物等の税関手続き期間はRCEPと同じ6時間に圧縮される。他方で、税関総署によれば中国の2022年の輸入手続きの平均時間は32.02時間であり、48時間の要求を既に満たしているように思える)

2. 金融サービスの自由化推進

外資金融機関と本土金融機関の新しい分野のサービス展開における規制の一貫化される;自由貿易試験区内の企業や個人による国外の金融サービスの購入を一部許可される

3. 商務目的の入国の便宜化

試験地域において外資投資企業内の専門家や高級職の配偶者および家族に対し、該当専門家や高級職と同様の入国および滞在期間の適用される

4. デジタル貿易の健全な発展の促進

政府機関などが企業に対し重要情報インフラに関係しないソフトウェアのソースコードの提供、譲渡を要求することが原則的に禁止される

5. ビジネス環境の最適化と改善

外国投資家に関連する特定の資金移転の真実性を審査後、制限と遅延なく自由に行えるようにされる。該当する資金移転は、資本投資、利益、配当金、利子、資本利益、特許使用料、管理料、技術指導料およびその他の費用、投資の一部または全部の売却による所得、投資の一部または全部の清算による所得、ローン契約などの契約に基づく支払い、法律に基づく補償または損害賠償、および紛争解決によって生じる支払いが含まれる

6. リスク管理体制の強化

自由貿易試験区重大なリスクの識別と体系的なリスク予防制度を確立し、リスクの度合いに応じて政策の調整、一時停止または中止などの措置を講じる安全評価メカニズムが強化される

グローバル経済の不況と地政学的リスクが高まる中、自由貿易試験区に対する上記の措置の迅速な施行、或いは更なる刺激策を講じることで、中国はコロナ政策解除後の経済発展と国際貿易を維持することを期待していると思われる。

[原文] 关于在有条件的自由贸易试验区和自由贸易港试点对接国际高标准推进制度型开放若干措施的通知(国发〔2023〕9号)

[公布／公表機関] 國務院（国务院）

2023年6月1日公布、同日施行

執筆担当：中国弁護士 石瀛

<経済諸法>

知的財産権の濫用による競争の排除、制限の行為の禁止に関する規定

[ポイント] 中国では、2015年に、知的財産権の行使により、独占禁止法で禁止されている独占的協定、市場支配的地位の濫用を規制する「知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為の禁止に関する規定」（以下「原規定」という。）が施行された。本改正は、原規定の施行後2度目の改正であり、本年8月1日より施行される。

1. ハブ・アンド・スポーク型独占的協定の規制(6条2項)

独占禁止法19条に基づいて、知的財産権により、他の事業者が独占的協定を締結するよう手配し、又はその他の事業者による独占的協定の締結のために実質的な幫助を提供する行為を禁止することが追加された。これはアブ・アンド・スポーク型独占的協定と称呼されており、直接的に独占的協定を実施しなくても、他の事業者による独占的協定の締結を仲介・幫助する行為も規制の対象に加えた。

2. 市場支配的地位を有する事業者の禁止行為の追加(9条)

本改正では、市場支配的地位を有する事業者の禁止行為として、不公平な高額の特許料により知的財産権を使用許諾すること、及び不公平な高額により知的財産権が含まれる製品を販売することが追加された。また、不公平な高額を判断するにあたって、当該知的財産権の開発費・回収期間、特許料の計算方法及び許諾条件、比較可能な過去の特許料又は特許料の基準等の要素を考慮するとされており、今後の動向を注視する必要がある。

3. 知的財産権に係る事業者集中に関する規定の追加(15条、16条)

知的財産権に係る事業者集中の審査にあたって、一般の事業者集中を審査する際に考慮すべき要素に加えて知的財産権の特徴も考慮する必要があるとされる。また、事業者集中を認めた場合において事業者課され得る制限的条件として、知的財産権又は知的財産権に係る業務の分離、知的財産権に係る業務の独立性の保持、合理的な条件による知的財産権の特許が挙げられている。

[原文] 禁止濫用知识产权排除、限制竞争行为规定(国家市场监督管理总局令第79号)

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

2023年6月25日公布、2023年8月1日施行

執筆担当：中国弁護士 李芸

<社会法>

ブラインドボックス取扱行為規範ガイドライン（試行）

[ポイント] 盲盒（マンホー、ブラインドボックス）とは、商品の中身が分からないまま購入し、開封後に初めて中身が明らかになる商品である。そのため、「盲」つまり「見えない」という言葉が名前に含まれている。一説によると日本の福袋に起源を持っているブラインドボックスは、2019年頃から中国の若年層を中心に劇的に人気を博したものの、2021年あたりにそのバブル的な流行りが下火になった。しかし、ブラインドボックスは社会に浸透し、現在ではスーパーの弁当や飛行機のチケットにまでブラインドボックス的商法がみられるようになった。

一方、ブラインドボックスビジネスの情報の不透明性、虚偽の広告、“三無”製品（製造者、製造場所、製造日が不明な製品）、アフターサービスの不備などの問題も露呈し、これらの問題に対応するために、2022年に上海市市場监督管理局や江西省カン州市市場监督管理局が地域的なガイドラインを策定し、さらに、全国的なガイドラインとして、本ガイドラインが制定されたという経緯がある。

ガイドラインは特に、以下の点が注目される。

1. 情報の開示

ガイドラインは、ブラインドボックス内の商品の商品名、商品種類、抽出ルール、商品の分布、限定商品の投入数、抽出確率、商品の価値範囲などの重要な情報を「顕著な方法」で公示し、消費者が購入前に知ることができるようにすることを求めている（9条）。ガイドラインに情報公示の方法についての規定はないが、製品のラベルへの記載、店頭表示、口頭での通知などの方法があり得るとされている。特にトレーディングカードのような商品の分布が重要な商品に関して、情報の開示は重要な課題になりそうである。

2. 価格設定における公平性の確保

ブラインドボックス事業者は、生産コストと市場の供給・需要状況に基づいてブラインドボックスの価格を設定するとされ（7条）同じ商品のブラインドボックスでない形式での販売価格と比較して、明らかに高い価格設定をしないよう求められている（8条）。

3. 消費者の権利の保護

ブラインドボックス事業者は、商品の品質保証システムを確立し、商品の出所が信頼できること、品質が合格していることを保証することが求められている（13条）。また、返品、修理、交換などのアフターサービスも明確に規定されている（17条、18条）。

4. 未成年保護のメカニズムの構築

ブラインドボックス事業者は8歳未満の未成年者に対してブラインドボックスを販売することはできず、8歳以上の未成年者に対してブラインドボックス商品を購入する場合は、法律に従って保護者の同意を得ていることを確認する必要がある（23条）。

[原文] 盲盒经营行为规范指引（试行）（国市监稽发〔2023〕39号）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

2023年6月8日公布、同日施行

執筆担当：中国弁護士 張超鵬

人的資源サービス機構管理規定

[ポイント] 同管理規定は、人的資源サービス機構及び関連活動を体系的に規範化する初めての規則である。同管理規定の内容は、主に以下のとおりである。就業促進法（全人代の法令）、国务院の法令があり、この法令の部門規定となっている。

1. 採用サービスの管理強化

サービス機構に採用情報管理制度の確立を要求し、法に基づいて、使用者が提供した資料の真実性、適法性を審査し、クレーム・通報及びその対応方法を明確にし、サービス機構が虚偽の募集などの違法活動を発見し、又はクレーム・通報を受けた場合、速やかに確認し、関連するサービスを一時停止し、又は中止しなければならない旨を規定している。

2. サービス機構の禁止行為の明確化

サービス機構は、人的資源サービス許可証を偽造、改竄、譲渡してはならず、適法な許認可のない使用者に職業仲介サービスを提供してはならず、16歳未満の未成年者に就業を紹介するなどの行為をしてはならない旨を規定している。

3. 個人情報保護の強化

個人情報の取扱方法と原則を明確にし、個人情報の収集は、採用の目的を実現する最小範囲に限らなければならない。サービス機構は、個人情報の保護等のメカニズムを確立し、必要な措置を取って個人情報の盗難、販売、漏洩などの違法行為を防止しなければならない。

4. サービス料金と公平な競争の規範化

採用サービスの提供などの名目で個人から明示するサービス項目以外のサービス費用を受け取ってならない旨を規定し、各種名目で融資、資本参加、資金調達などの活動に参加するよう個人を誘導し、又は強制してはならず、人的資源市場の価格秩序を乱してはならず、独占、不正競争などの手段を用いてサービス活動を展開してはならない。

[原文] 人力资源服务机构管理规定(人力资源社会保障部令第50号)

[公布/公表機関] 人的資源及び社会保障部(人力资源社会保障部)

2023年6月29日公布、2023年8月1日施行

執筆担当: 北京事務所顧問 李加弟

草案・意見募集稿等

港灣法(改正意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2018年12月29日より施行されている港灣法の改正案に関して意見を求めるものである。港灣法は港灣の計画、建設、維持、経営、管理及びそれに関連する活動について規定することを目的として制定されたものであり(港灣法2条)、2004年1月1日に施行された。その後、2015年4月24日、2017年11月5日及び2018年12月29日に改正法が施行され、現在に至っている。

本意見募集稿においては、「新しい情勢の新しい要求に直面していることから、世界で一流の港灣建設の推進を加速し、港灣の安全管理を強化し、港灣の円滑性と高効率性を保障し、競争秩序のある港灣建設と経営市場を更に構築するために、早急に改正と完備を行う必要がある」ことを理由として、現行法の規定と比べて主に以下の点について修正がなされている。

1. 政府の港灣業務に対する責任、省級交通運輸主管部門の主管行政区域内の港灣業務の管理、各部門の職責ごとの港灣に対する監督管理の実施を明確にした(本意見募集稿7条)。
2. 港灣計画の編成プロセスを調整し最適化した。港灣工程の建設管理の要件を補充して細分化し、港灣の設備の検査メンテナンス制度を確立し、全過程の管理を最適化した(22条)。
3. 港灣の経営主体の責任を強化した。港灣の安全生産責任強制保険等の制度を確立し、虚偽申告の防止と港灣危険貨物の申告に関する規定を追加した(42条、47条)。また、届出制度を改善し、港灣の貨物廃棄に対する供託制度を規定した(48条)。

4. 港灣の低炭素転換を明確に奨励し、港灣の全体計画及び港灣工事の建設過程における生態環境保護の要求を増加した(9 条)。当地の政府が統一的に計画して船舶汚染物質廃棄受入・輸送・処理のための施設を建設することを明確にした(23 条)。
5. 許可事項の適用範囲、手続等を明確にし、監督管理措置を補充、改善した。安全生産法と平仄を合わせ、安全にかかわる違法行為に対して罰金の額を引き上げた(77 条等)。水先案内サービスの規範を向上させるため、水先案内機関の設置についての章を設け、サービス及び水先案内人の管理等について規定を設けた(35 条～41 条)。

[原文] 中华人民共和国港口法（修订征求意见稿）

[公布／公表機関] 交通運輸部弁公庁（交通运输部办公厅）

（意見募集期間：2023 年 5 月 31 日～2023 年 6 月 30 日）

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 中国では 2022 年に独禁法が改正され、同年 8 月 1 日より改正法が施行されているほか、特に事業者結合規制との関係では新たに事業者結合審査規定が制定され、2023 年 4 月 15 日より施行されている。本ガイドラインはかかる背景の中で作成されているものであり、成立すれば、中国の事業者結合規制に関する、事業者側の立場からのコンプライアンスの指針を示した初のガイドラインとなる。本ガイドラインは法令ではなく、成立したとしても法的強制力のあるものではないが、市場監督管理総局による現行法の適用方針、すなわち取締実務を反映するものであり、事業者側にとって非常に重要性の高いものとなる。なお、改正独禁法のもとでは、事業者結合規制にかかる違反行為(ガンジャンピング)に関する処罰が厳格化されていることにも留意を要する。本意見募集稿第 9 条も、競争排除・制限効果のある違反行為については前年度の売上高の 10%以下の過料が、また、競争排除・制限効果のない違反行為(単純な届出義務の懈怠)であっても 500 万元以下の過料が課せられるほか、当局による調査への協力を拒んだ場合は当該企業に対して前年度の売上高の 1%以下又は 500 万元以下の過料が課されるほか、関連する個人に対しても 50 万元以下の過料が課される可能性があることなどを明記している。

本ガイドラインの内容として特に注目すべきは、実務上判断に迷うことの多い、「支配権」の取得の有無に関して、具体的な事例を挙げることによって、事業者側に判断材料を与えている点である(第 11 条(一)号)。本意見募集稿の段階では、「A 社が B 社の 20%の持分を取得する場合において、A 社が最大株主ではない場合でも、B 社の年度事業計画、財務予算、高級管理人員の任免等の経営管理事項について A 社が単独で拒否できる場合は、A 社は B 社の(共同)支配権を取得したものとして、事業者結合に該当する」という例が示されているが、今後、具体例の追加や更新の可能性もあるため、引き続き注意を要する(なお、意見募集段階ではあるが、左記の具体例は現在の当局の考え方を示しているものとして参考に値する。)

また、本ガイドラインにおいて、特に中国国内売上が 4 億元を超える事業者等、事業者結合届出の売上基準を満たす事業者に対して、当該企業(又は当該企業グループ)の内部で「事業者集中独占禁止コンプライアンス制度」を構築することが推奨されている点も目新しい。本意見募集稿 32 条では、市場監督管理総局が違法行為の行政処罰を行う際にも同制度の構築及び実施の状況を一考慮要素として勘案するともされている。中国において事業者結合取引を頻繁に行う事業者においては、かかるコンプライアンス制度の導入が今後の検討課題となる可能性がある。

[原文] 经营者集中反垄断合规指引（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

（意見募集期間：2023 年 6 月 19 日～2023 年 7 月 3 日）

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com